

## 大阪府特別職報酬等審議会 議事概要（第5回）

日時 平成23年6月2日（木）10時00分～12時50分

場所 大阪府新別館南館7階 研修室9

出席者 池田会長、渡部会長代理、井垣委員、大久保委員、岡本委員、立野委員、  
中村委員、橋本委員

[選挙管理委員会] 角野委員長、堀井事務局長、川端参事

[収用委員会] 谷口会長、熊澤委員、内屋事務局長、山田次長

[労働委員会] 前川会長、岡田事務局長、草薙調査審査監

[海区漁業調整委員会] 杉本会長、南委員、佐藤委員、四宮書記長

[内水面漁場管理委員会] 佐々木会長、谷川委員、奥委員、四宮書記長

(大阪府：審議会事務局) 岩田人事室長、谷副理事、太田企画厚生課長 ほか

傍聴者 3名

(議事概要)

○ヒアリング（意見交換）の実施 [選挙管理委員会]（資料番号1-1）

(委員会からの説明要旨)

- ・選管は選挙執行に関する事以外にも政治資金規正法、政党助成法に関する事務も担っている。
- ・加えて、行政機関の長として所管業務の執行に全責任を負い、選挙期間中は急な対応にも即応できるよう、常に臨戦態勢で臨み、市町村選挙に係る争訟では審査機関としての役割も担っている。
- ・今後想定される事務として、直接請求や住民投票が行われる場合には選管が所管することになる。

(主な質疑)

- ・直近の委員会の開催状況及びそれに要した時間は。  
→5月26日 午前11時から定例委員会を開催し、時間は30分程度。案件によって異なるが、開催時間は30分から1時間程度。
- ・専用の委員会室、委員長室はあるか。  
→専用の委員会室はあるが、委員長室はない。
- ・行政委員報酬に生活給的な要素はないと考えるが、その点についての見解は。  
→現行委員のうち2名は生業がない。個別の収入状況は不明だが、生活給とっていないとは言えない。労働の対価としての報酬であると認識。
- ・生業のない方にとっては、行政委員報酬はどれくらいの割合を占めるのか。  
→他の委員は分からないが、私はサラリーマンを経て議員になったので、年金と行政委員報酬を使って生活している。
- ・事務局と委員の役割分担はどのようになっているのか。  
→ルーチンや選挙の準備は事務局に任されているが、最終的には委員会で最終決定を行い、重要な案件は報告している。報告や議決いただく事項、決定の仕方に委員から意見、提案をいただくこともある。

- 委員の選任に事務局は関与するのか。  
→委員は議会の選挙によって選ばれるので、事務局は一切ノータッチ。
- 選挙に関する専門性が発揮された事例は。  
→1票の効力を争う事案がある。泉南市議補欠選挙では6票差で落選された方が市選管に異議を申し立てたが納得できないとして、府選管に審査を申し立てた。このため府選管では立会人を立てたうえで、再度、約2万票の投票用紙を開披して点検することとしたが、判別の困難な投票用紙もあり、有権者がどのような思いで投票されたのかを考えながら点検した。
- 委員に選任される際に、職務内容、勤務時間、報酬について事前に説明があったか。  
→私の場合、会派から推薦されることは事前に連絡があった。職務内容等は選挙で選任された後、しばらくして事務局から説明があった。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。  
→法律にも規定されているように、兼職が禁止されていること、選挙運動をしてはならないこと。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。  
→額についてはいろいろな意見があることは認識。一定の制約や責任のある中で、金額については条例で定められているものと思う。現在、その額から2割削減を受け入れている。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。  
→全国や近畿の委員長会議でも議題になった。特に近畿では滋賀県のことがある。滋賀県は審議会での議論の結果、報酬カットの上、月額制が維持され、京都府では委員長が月額制、他の委員は日額制になったと聞いた。
- 委員が選挙で選ばれる例はどれくらいか。  
→府の場合、指名推薦の方法により選挙される場合が多かったと思う。任期中に辞職する委員がいた場合はあらかじめ選挙された補充員から補う。任期中に4人全員を選挙で選ぶことはない。

## ○ヒアリング（意見交換）の実施〔収用委員会〕（資料番号1-2）

（委員会からの説明要旨）

- 収用というのは、「私有財産は正当な補償の下にこれを公共のために用いることができる」という、憲法29条3項に直接根拠のある国家作用。
- 土地収用というのは、私有財産を奪うという権力的な内容の行政処分を行うというところに収用委員会の意義や役割がある。
- また、府では指名委員制度を採用しており、他府県では7名の委員が同時に案件を担当するが、収用案件の多い東京都や大阪府では委員一人で担当している。過去5年間を見ると、全国件数の約8.2%を大阪府が占めている。
- 指名委員に指定されてから、審理、裁決に至るまで概ね約半年から1年以上はかかる。指名委員として、審理の開催に当たって関係資料の精読や争点の把握、必要な調査研究を行ない、審理を指揮する。また、審理の終了後は審理の要旨や審理記録書のチェックをするとともに、現地調査を行っている。

(主な質疑)

- 指名委員に指定されていない委員の当日の職務は。  
→他委員の活動日に職務はないが、各委員とも指名委員として自分の案件を持ち、案件のスケジュールによって活動している。
- 直近の公式会議の開催。また、それに要した時間は。  
→5月31日に開催し、10時から12時02分まで。
- 専用の委員会室、委員長室はあるか。  
→専用の委員会室はあるが、会長室はない。
- 行政委員報酬に生活給的な要素はないと考えているが、その点についての見解。  
→弁護士、不動産鑑定士、大学教授、会社経営者（元市長）で委員が構成されているが、それぞれの委員で受け止め方が違うと思う。
- 業務について、委員と事務局との役割分担は。  
→裁決に関わる業務は委員が担っている。起案等、裁決に向けての準備は事務局が行っている。
- 委員選任のプロセスについて  
→透明性、公平性を確保するため、弁護士については大阪弁護士会に推薦をお願いしている。大学教授については、専門分野等を判断の上、選任している。
- 委員の専門性をどのように活用しているか。  
→土地収用法では、法律分野、経済分野、行政分野から識見の有する方を選任することになっている。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。  
→最終的に公正な裁決を下すということを念頭に置いて活動している。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。  
→我々の活動の実態から考えると妥当なものではないかと考えている。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。  
→他府県とは事情が異なると考えている。案件は、東京に次いで2番目に多く、恒常的に多いという認識。
- 指名委員はどのように指定されるのか。  
→手持ちの案件を考慮した上で、公平になるよう決定している。
- 1つの案件に対して一人で担当するならば、それ以外の委員で担当の案件がなければ、基本的には定例の会議の出席のみとなるのか。  
→同時並行で複数の案件を抱えているので、まったく何もしていない状態ということはない。
- 委員間での意見交換では、会議で行うのか。  
→案件の争点整理がなされた段階で委員相互の意見交換を常に行っている。
- 全ての案件に対して、全員の意見が反映されているのか。  
→最終的な裁決案については全員で討議をする。
- 指名委員として担当している案件は、月平均4.9日の中で処理しているのか。  
→自宅等での調査研究については、別途、行っている。
- 年間で、打ち合わせ（現地調査）が1件、鑑定調査や審理が9件だが少なくないか。

→新規案件で実際に行った件数はそのとおりであるが、実際には繰り越しの案件もある。

- 実際に処理するための日数はどの程度か。

→資料の2にあるように、権利取得案件で平均406日、明渡裁決で平均345日である。ただ、委員が直接関わっているのは、そのうち半年ぐらい。残りは土地や家屋などの鑑定調査に要している。

- 報酬について、ボランティア的な感覚はあるのか。

→委員によって異なると思うが、公の仕事をしているという使命感はあるが、無報酬に近いという感覚ではなく、正当な報酬をいただいているという認識。

- 会長選出のプロセスは。

→互選だが、ベテラン委員の意見を伺ってお伝えすることはある。

## ○ヒアリング（意見交換）の実施〔労働委員会〕（資料番号1-3）

（委員会からの説明要旨）

- 1つの事件に公益委員が1名、労使の各委員が1名の計3名体制で審査。
- 労働雇用問題の紛争の解決にあたる委員の業務は、数回の会議や打ち合わせで解決できるようなものではなく、長期間に亘り連続的に負担がかかるもの。
- 労働委員会は準司法的な役割を担っていることから、委員は、裁判官や調停委員のように担当事件については自らの責任で判断しながら業務を進めている。
- 他府県比較にご留意いただきたい。大阪府では新規の申立件数が多く、委員平均で常時7件程度の案件を抱えている。新規申立、終結件数、係属件数が東京と大阪で半数以上を占めている一方、いわゆるゼロワン県と言われる年間1、2件ないしは0件という県もある。こうした差異も十分考慮いただきたい。

（主な質疑）

- 直近の会議開催状況及びそれに要した時間は。  
→5月25日に開催し、公益委員会議を3時間、その後に総会を30分。
- 専用の委員会室、委員長室はあるか。  
→委員の控室である委員会室はある。また、会長室もある。
- 行政委員報酬に生活給的な要素はないと考えているが、その点についての見解。  
→一部、本業をお持ちでない委員もあり、それらの委員は生活給になっていると思われるが、基本的には生活給ではないと認識。
- 業務について、委員と事務局との役割分担は。  
→公益委員により議論が行われるが、事務局はそれをサポートする体制。  
起案は事務局で行うが、その内容は委員の指示によるもので、委員はすべてを細部にわたりチェックする。
- 関与和解をする場合は、通常1名の委員で対応しているようだが、2名で対応している場合もある。これは、どのような事情か。  
→委員の改選時期にあたった場合、新任委員に旧の委員が補佐としてつく。
- 委員選任のプロセスについて  
→事務局としては、現委員の活動状況の資料提供以外、関わることはない。
- 大学教授が委員の場合、その専門性の活用は。

- 大学の専門性もあるが、常識的な判断をしていただくことも必要と考えている。
- 特定の政党とつながりのある委員が選任されていた場合、どうなるのか。
  - 法律にも公正、中立を基本とすべしとされているので、そこは十分配慮しながら選任されてきたものと思われる。
- 法定控除以外に委員報酬から引き去りしているものはあるのか。
  - 委員間での親睦を図るため、積み立てている。
- 各委員への全線パス券の配付という事実はあるか。
  - そうしたことはない。
- 委員選任にあたり、基本的には推薦団体の結果を受け入れるということか。
  - 労組法上は、行政の関与を少なくするという主旨から推薦団体から推薦される形。公益委員の任命にあたっては、労使委員の合意が必要。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。
  - 労使紛争の解決に向けてどのような方法が適切であるかということを常に考えること。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。
  - 非常勤ということで委員の職務を正確に把握していただけないようであれば非常に残念。財政状況もあるが、職務に専念する以上、一定の対価は必要では。
  - 業務が長期的、連続的に案件に関わることや、会議や打ち合わせの一日の業務量がマチマチであること、事務所や自宅での業務がある実態から、日額だけで算定されるべきものではないのでは。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。
  - 滋賀県をはじめとしてそれぞれの県でのご事情があり判断されたものと思う。大阪府は、東京に次いで事案が多く、それらの県と一緒にするのはどうか。
- 委員は慣例では何期ぐらい務められるものか。
  - 公益委員は、1期2年、3期（6年）というケースが多い。労使委員の期間は長短まちまち。
- 大学に関連した案件で、公益委員が当該大学から選出されている場合、その委員の合議等への関与は。
  - 当該案件の合議には参加していない。
- 申立件数が多いが今後もこうした傾向は続くとみているのか。
  - 合同労組の活動が活発であることや、独立行政法人化等の動き、さらに地方公務員にも労働協約締結権が付与されることになると、件数は増えてくるのではないかと予測している。
- 平成21年度の大阪の係属件数は全国の18%だが、10年前と比較するとどうか。
  - 東京は翌年度への繰越件数が多いため係属件数は多い。大阪は終結件数が多いため減少している。
- 委員の任期に関する認識は。
  - しんどい仕事ではあるが、やりがいのあるもの。自らの仕事のうち、労働委員会の業務が3割を占める。公益委員に関しては、3期以上は困難。
- 労働法の専門ではなく、いわゆる知識人の委員はどの程度いるのか。また、それら

の委員の業務や報酬に対する認識は。

→公益委員11名のうち5名が弁護士、他の委員（6名）については、法律の知識がない場合でも議論に参加するため、相応の勉強をしている。

- 仮に日額化された場合に、これだけ多くの委員になっていただくなり手があるか。  
→委員の社会的役割に自らの専門性がどう生かされるかが重要。報酬額は二次的なもの。しかし、仮に、日額となると、その算定の方式や単価をどう設定するのかについては、十分、実態を踏まえてご検討いただかなければ、就任いただく委員に迷惑をかける恐れは多々ある。

## ○ヒアリング（意見交換）の実施〔海区漁業調整委員会〕（資料番号1-4）

（委員会からの説明要旨）

- 漁業操業にあたって、過去から操業時間や漁法や操業場所についてトラブルがあり、そのようなトラブルを委員会が調整し、未然に防ぐ役割を担っている。
- 10名の委員のうち6名は、公職選挙法に基づき立候補し、投票によって選出。
- 現場で漁業者として、立候補し、大阪湾の漁業の平安のために尽くしているにもかかわらず、業務について理解されていないのではとの議論も以前あった。

（主な質疑）

- 直近の定例会議はいつ開催されたか。  
→5月18日、午後3時30分から約2時間。
- 専用の委員会室、委員長室はあるか。  
→委員会室はあるが、会長室はない。
- 行政委員報酬に生活給的な要素はないと考えているが、その点についての見解。  
→漁業者の本業は漁業。報酬額が高いか低いかはともかく、報酬をいただくことで与えられた職責を果たしている。
- 委員に就任されているメリットは。  
→大阪湾の漁業の平安のために委員として活躍したいということで立候補した。
- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。  
→トラブルを未然に防ぐか、直ちに対応するにしても迅速性が重要。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。  
→活躍の度合によって委員としてのそれなりの価値を行政が判断しているのが今の委員報酬であると思う。今の報酬額が正しいのかそうでないのかというのは、審議会で判断していただきたい。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。  
→滋賀県等での訴訟の状況は理解している。仕事の状況を十分理解していただいた上で、委員会間で大きな差がある報酬額の設定は困る。
- 公選委員以外の4名の職業は。  
→私（会長）は、府のOB（水産課長）。あと、近畿大学水産学部教授、弁護士、府漁連の会長。
- 専門委員は常勤か、また、業務内容は。  
→非常勤であり、週2回の勤務がある。委員会で漁法等の技術的な問題が発生し

た際の情報提供やなど、審議を促進するための補助的役割を担っている。

- 会長の月額よりも専門委員の報酬が高いが、そのあたりの認識は。  
→トラブルがあった場合に直ちに現地に行っていたり、専門的見地から対応し、結果を報告いただいている。報酬額についての評価は我々から言うべきものではない。
- 他の委員会では会長の活動日数が多いが、海区委員会では会長と委員の日数が逆転しているがなぜか。  
→会長が現場に行く前に、委員が全て処理している。会長が出向くよりも、漁業者委員に任せたと報告を受けているため。
- トラブルが発生した場合に、解決までにどのくらい時間を要するか。  
→1日では済まない。海域毎のルールが異なるので、それを理解した上で、調整が必要。まずは話を聞くことから始める。

(委員からの意見)

- 財政状況もあるので、見直しをすることは理解。
- 委員会のことをどれだけ理解していただけるかだと思う。
- 1回の会議で6万円だとするとそれは高いが、日頃の活動を考慮すると高くはないし、誇りを持って活動している。
- 海でのトラブルが無いように情報は、パイロット協会やフェリー協会に連絡をしている。
- 他の委員会の報酬をもらったとしても、我々の活動は何ら遜色のないものであるとの思いで、誇りを持って従事している。

## ○ヒアリング（意見交換）の実施〔内水面漁場管理委員会〕（資料番号1-5）

(委員会からの説明要旨)

- 海区委員会と法的な位置づけは同様であり、海以外の淡水、湖や池、河川を対象としている。漁業権の免許、遊漁規則等の答申、水産動植物の採取、捕獲等の委員会指針、アユ、マスといった漁業資源の増殖計画、カワウ対策等を行っている。
- 府内では7箇所では漁業権の設定が行われている。

(主な質疑)

- 委員が職務上、もっとも配慮し、留意している事項は何か。  
→漁業者委員、遊漁者代表、学識委員が委員会で十分発言いただき、活発な審議が図られるように努めている。
- 日本の経済状況、府民の収入実態、府の財政状況などから、行政委員報酬についての委員の認識は。  
→府の状況については、十分認識している。委員就任の話があった時には報酬についてのことは念頭になかった。現状について特に意見はない。
- 他の地方自治体で行政委員報酬の見直しが進んでいるがそれについての認識。  
→現状については、報道等で状況は理解している。特段、提言等はしていない。

(委員からの意見)

- どの府県でもいろいろな事情があると思うが、委員報酬で生活をされている人もあるかと思う。報酬について審議するのであれば、思い切った改革が必要では。

- 委員会間で報酬額が異なっているが、どの委員会であっても責任感は同様では。
- 月額制がいいのか日額制がいいのかどうか分からないが、審議するのであれば、徹底的に議論いただいて、平等の報酬とすればいいのではないか。
- 仕事の内容は委員会ごとに違うが、それぞれで決定されることは委員が責任をもって行うことであるので、不公平をなくして平等にすべきでは。
- 委員の活動として、河川の美化活動を中心にした環境保全がある。
- 委員が年金生活者の場合、生活給とまでは言わないが、（環境保全などの）活動資金として認めていただければと思う。

#### ○次回の議員活動についてのヒアリング〔意見交換〕について（事務局から説明）

- 議員活動についてのヒアリングの実施手法について、前回の審議会では、「会派ごとのご事情もおありではないか」ということで各会派ごとにヒアリングを行うこと審議会の意見としてまとまったところ。それを受け、5月19日に議会事務局から正副議長に審議会の意見をお伝えいただいた。また、5月27日、各会派の代表者で構成する議会運営委員会理事会で総務部長から報酬審として会派ごとにヒアリングを実施したい旨、説明した。理事会で検討いただいた結果、6月30日に意見交換をすることは了解。また、時間を有効に活用できる点や会派単位よりも府議会議員としての立場で意見交換する方がよいのではとのことから、全ての会派が一堂に会して意見交換を実施されたいとのご意向。

#### （委員意見）

- 国の調査会に出席した時もそうだったが、政治家はそのように動くもの。せっかくの機会なので、会派ごとに実施する方が有意義なのは。
  - 審議会が希望していた方法で意見交換ができないからヒアリングをしないということにはならない。審議会としては、議員活動の状況を把握することが重要。
  - 審議会としては、各会派一堂に会した場で意見交換を実施することで、事務局から議会に伝える。
- 次回会議は、6月30日（木）午後1時からの予定。